

ナノテクノロジー・材料分野の府省「連携プロジェクト」

1. 府省「連携プロジェクト」に向けた基本的な考え方

我が国において、平成13年度以降、ナノテクノロジー・材料分野の基礎的な研究開発への投資を拡充している。研究開発分野によっては、事業化の可能性を秘めた技術シーズが創出されている分野も散見される。海外においても、ナノテクノロジーを用いた事業化が着実に進展している。そこで、政府においても、昨年末に「産業発掘戦略」をとりまとめ、平成16年度施策には、研究開発に加えて、ナノテクノロジー・材料分野の技術シーズの産業化に向けた取組みも強化していくこととした。

この取組みの強化に当たって、従来は総合科学技術会議の定める指針（「予算と人材に関わる資源配分の方針」）に基づき、関係の省庁が研究開発を中心とした施策を検討、実施することにより、科学技術基本計画やナノテクノロジー・材料分野推進戦略の目的を達成することとしているところ。しかしながら、これまでの各省庁の研究開発施策を受けて、事業者がその成果の事業化を進める仕組みでは事業化への発展が遅れる傾向にある。また、国際的な競争の中、研究開発の成果の事業化・産業化を効率的に進めることが求められている。このため、総合科学技術会議のコーディネートのもとで、関係省庁が連携して行う「連携プロジェクト」を検討することとした。府省「連携プロジェクト」は、研究開発の実施省庁だけではなく、事業化に関わる制度を所管している省庁やユーザーとなる省庁を含めた関係省庁が、統一された目的等のもとで相互に補完し合う形で政策を実現することにより、効率的に産業化を進めることを目的とする。

「連携プロジェクト」に向けた検討に当たっては、各省庁の連携を促すことにより、産業化を効率的に進めることが目的であることから、技術的な重要性に基づく研究開発への取組みの強化、省庁連携の必要性の低いプロジェクト等については対象としない。また、「連携プロジェクト」の対象の適否は、当該技術や研究開発等の重要性の高低を判断するものではない。

こうしたことを踏まえて、「連携プロジェクト」として進めるべき領域の要件についての事務局としての考え方は以下のとおり。

2. 府省「連携プロジェクト」として進める領域の要件

【対象とする領域】

今後、5～10年程度の間には事業化・産業化することを目的とし、期待される市場、雇用等の産業規模が大きい、あるいは将来の成長が期待され産業インパクトの大きい領域。

(ワーキンググループでの検討を行う領域毎に極力定量的な産業規模、達成目標を明確にする。)

健康・高齢化への対応、環境維持・エネルギー確保など「安心・安全で豊かな社会の構築」、「国際的な競争力維持」等のために、国家的視点で育成が必要な領域。

ナノテクノロジー・材料分野で、我が国が国際的に優位にある技術をさらに強化する、あるいは国策的に世界のトップレベルを目指すべき領域。

【省庁連携による推進が必要な領域】

効率的な産業化に当たって、規制・監督省庁を含む複数の省庁が同一の目的に連携・協力して推進することが必要な領域。

研究開発の共同・連携のみでなく、産業化に向けた基準・規制の見直し等の環境整備や技術のユーザーを含む垂直統合的な連携を行うことにより新たな産業発掘が期待される領域

上記判断基準の他、すでに連携の枠組みができているもの、基礎的な研究開発フェーズにあるもの等については、「連携プロジェクト」の対象とせずに従来通りの枠組みで引き続き研究開発を推進することとする。

ワーキンググループでの検討事項

1. 「連携プロジェクト」の達成目標

(1) 事業化・産業化を目指す対象の明確化

ワーキンググループを設けた領域の中で、「連携プロジェクト」として事業化・産業化を目指す対象を明確にする。

この際、該当する対象に関して国際競争力の視点からの位置付けを明確にする（我が国の強みの更なる強化等）。

(2) 事業化・産業化の達成目標

いつまでに、何を達成するのかを明確に。

この際、該当する対象の特性に相応しい目標を検討。

市場や雇用創出規模などは極力定量的な目標を検討。

2. 達成目標実現のための方策

(1) 環境整備に関わる事項

下記に示すような環境整備に関する事項で、より効率的な産業化を図る上での現状の問題点を明らかにし、各々の問題点について具体的な解決の方向性を検討。

- ・ 試作機能等の事業化支援策
- ・ 知的財産戦略
- ・ 人材育成 等
- ・ 許認可制度見直し
- ・ 標準化戦略

(2) 研究開発を行うべき事項

特に、より効率的に産業化に繋ぐために必要となる方策を検討。

3. 推進体制、スケジュール

(1) 「連携プロジェクト」の基本的な推進体制

ワーキンググループの検討に基づき、NTPPTで「連携プロジェクト」の達成目標等の具体的方針を決定。この方針に沿って各省庁では具体策を検討し、その実行状況をNTPPTで適宜フォローする（別紙参照）。基本的な推進体制をこのようにした場合の、各省庁の役割分担、調整機能のあり方等について検討。

* NTPPT：ナノテク・材料研究開発推進プロジェクトチーム

(2) 「連携プロジェクト」の全体スケジュール

4. その他の留意事項、提案事項

【府省「連携プロジェクト」の推進体制（案）】

